陸奥国上治郡考

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-06-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 熊谷, 公男
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24098

陸奥国上治郡考

はじめに

説が有力であるが、上治郡を栗原郡とは別の郡とする見方もある」 号の「此治城」により、上治郡を此治郡 ついて、「『公卿補任』は「伊治郡」とする。多賀城漆紙文書一〇二 られなかったようで、『青森県史 資料編 古代1』では上治郡に 蝦夷郡であると主張したことがある。しかしこれはあまり賛同をえ に選任された黒川以北十郡や栗原郡などの近夷郡とは明確に異なる まま郡領となっている点で、移民を主体とし、移民系の人物が郡領 者はいまから三○年近くまえの論文で、上治郡は蝦夷の族長がその 呂という蝦夷の有力な族長がその大領の任にあったことになる。筆 れによれば、この時点で「上治郡」という郡が存在し、伊治公呰麻 上治郡大領」とある。「上治郡」はこの記事にしかみえないが、こ という書出しではじまるが、ここに呰麻呂の肩書きとして「陸奥国 伊治公呰麻呂反」(『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)三月丁亥条) 著名な伊治公呰麻呂の乱の記事は「陸奥国上治郡大領外従五位下 (=栗原郡) の誤記とみる

熊谷公男

旧稿を読み返してみると、まだ考えが熟していなかった点が多治郡」の誤記とみる説が有力な状況は変わっていないように思われる。

治郡」こそが『続日本紀』本来の記述であるとし、「上治郡」の存の「上治郡」は誤記であり、新訂増補国史大系本『公卿補任』の「伊

という注を付している。また最近になって伊藤循氏は、『続日本紀』

こで本稿は、この問題を再論してみたいと思う。を「栗原郡」とは別個の郡と考える点はいまも変わっていない。そを「栗原郡」とは別個の郡と考える点はいまも変わっていない。そ記とみる説にはいくつかの点で大きな疑問をもっており、「上治郡」の誤旧稿を読み返してみると、まだ考えが熟していなかった点が多

に問題点を検討していくのが適切と思われるが、筆者はいずれの論ことになろう。この問題を解決するためには、いくつかの論点ごとにすぎず、結局は栗原郡と同じ郡を指すとみるべきなのか、というような名称の郡が確かに存在したのか、それとも「此治郡」の誤記「上治郡」をめぐる問題は、煎じつめれば、古代の陸奥国にこの

の検討を行いながら改めてこの問題を考えてみたいと思う。で本稿では、古代の「上治郡」について基本的な論点を提示し、そ誤記説が大勢を占めているのが現状ではないかと感じている。そこ点についても基本的な問題がほとんど検討されないまま、「上治郡」

え方が大きく変わってきている。
七年当時と現在では、『続日本紀』のような典籍史料についての考は、この問題に関しては、「上治郡」の漆紙文書が出土した一九七は、この問題に関しては、「上治郡」の漆紙文書が出土した一九七まず最初に検討しなければならないのは、『続日本紀』の「上治郡」まず最初に検討しなければならないのは、『続日本紀』の「上治郡」

を江戸時代の版本・校本類などと対校し、さらに国史大系本の校訂 本という)『続日本紀』では、 の半世紀以上まえに刊行された新訂増補国史大系(以下、 新古典大系本という)『続日本紀』の刊行であった。新古典大系本 校訂の新しい方向を決定的にしたのが、新日本古典文学大系(以下、 ということに研究者が気づきはじめたからである。このような史料 トの原形が損なわれてしまい、それが研究に弊害をもたらしている れてきたために、その積み重ねによっていろいろなところでテキス 訂者の個人的な判断で典籍の文字を改変することが安易にくり返さ 研究者の間に受け入れられるようになったのは、 極力避けるという研究姿勢である。このような原文尊重の考え方が を尊重し、 現在、研究者の間で主流になっているのは、まずテキストの原文 版本による文字の改変がしばしばみられる) はっきりした文献的根拠がないかぎりテキストの改変は 底本に谷森善臣旧蔵本(宮内庁書陵 江戸時代以来、校 を用 国史大系 それ

> る。 る。 る。 る。 の判断による「意改」もしばしば行われている。それに対して新者の判断による「意改」もしばしば行われていない兼右本・高松にも、後世の意図的な文字の改変をこうむっていない兼右本・高松とのることは極力避けるという方針を明確に打ち出している。こうひめることは極力避けるという方針を明確に打ち出している。こうで、後世の意図的な文字の改変をこうむっていない兼右本・高松に対して現在の古代史研究では、原文の恣意的な改変を安易に行わない。 で、後世の意図的な文字の改変をこうむっていない兼右本・高松に対して第一次の表示のである。 で、後世の意図的な文字の改変をこうむっていない兼右本・高松に対して第一次のである。 で、後世の意図的な文字の改変をこうむっていないである。

基本的な作業として不可欠と考えられる。

基本とすべきことは、『続日本紀』の該当部分の諸本の記載がどうなっているか、ということにならざるをえない。さらに『続日本紀』の記事と『公卿補任』の尻付との歴史学的なアプローチにおいてもっとも誤記か否かという問題への歴史学的なアプローチにおいてもっともこのような史料学の現在の研究水準をふまえれば、「上治郡」が

を考えるうえでもっとも基本的な論点であることはまちがいない。で、「上治郡」に関する本格的な史料学的検討はこれからというので、「上治郡」に関する本格的な史料学的検討はこれからというののかえないということになれば、誤記説は最大の根拠を失うことにいるが、それと同時に「上治郡」という名称の郡が存在したこともなるが、それと同時に「上治郡」という名称の郡が存在したこともなるが、それと同時に「上治郡」という名称の郡が存在したこともなるが、それと同時に「上治郡」という名称の郡が存在したこともが現状である。したがって、これが「上治郡」の存在したことも基本的な論点であることはまちがいない。

るところが大きいと思われる。である」と説明しているように、「此治城」の漆紙文書の出現によ治城」により、上治郡を此治郡(=栗原郡)の誤記とみる説が有力治城」により、上治郡を此治郡(=栗原郡)の誤記説が有力化するのは、とはいえ、『続日本紀』の「上治郡」の誤記説が有力化するのは、

を質城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことで、 を質城跡から「此治城」ではなく、「コレハリ(またはコレハル、「伊治城」が「イジ城」ではなく、「コレハリ」という読みに由来する あった栗原郡の「クリハラ」が「コレハリ」という読みに由来する 地名であるという説も確かな拠り所をもつことになった。しかしな 地名であるという説も確かな拠り所をもつことになった。しかしな れることもあったことが知られるようになった。また、古くから あった栗原郡のことに相違ないという認識がいっきに広まったことで、 多賀城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことで、 多質域跡から「此治域」と書かれた漆紙文書が出土したことで、

ている。また後者についていえば、これはすなわち、此治(またはていると考える。一つは「上治郡」とも書かれたにちがいないという考えながら、現状ではこのいずれもが歴史学的に論証されたものではなながら、現状ではこのいずれもが歴史学的に論証されたものではなながら、現状ではこのいずれもが歴史学的に論証されたものではないから、現状ではこのいずれもが歴史学的に論証されたものではないのと考える。一つは「上治郡」を誤記とみなすことであり、もている。また後者についていえば、これはすなわち、此治(または)といる。また後者についずれもが行われていないとに示されている。また後者についていえば、これはすなわち、此治(または)といると考える。

係について、改めて検討を加えることである。
いう密接に関連はするが、決してイコールではない二つの地名の関ニの論点としては、コレハリ(伊治・此治)とクリハラ(栗原)とが、筆者はこの理解には重大な誤解があると考えている。そこで第か、筆者はこの理解には重大な誤解があると考えることを意味する

る 麻呂が大領となっている「上治郡」が移民を主体とする「栗原郡」 就いているかは、人格的支配を本質とする郡支配の問題を考えるに 伊治城には再三にわたって移民が移配されており、『和名類聚抄』 制の観点からも上治郡を栗原郡と同一視することはできないと考え と同一であるはずがないというのが筆者の基本的な認識である。 あたって決定的に重要なことであって、蝦夷の族長である伊治公呰 められている。別稿で詳論したように、郡支配は史料上の「推服」 以北十郡の郡領は確認できるかぎりすべて移民系の人物によって占 する郡であったことが確実視される。同じく移民を主体とする黒川 には栗原郡の郷として会津郷がみえるので、栗原郡は移民を主体と の大領が蝦夷の豪族である伊治公呰麻呂であるという事実である。 される必要があった。したがって、郡領にどのような系統の人物が 本質としており、郡領には郡内の住民が推服するに足る人物が任命 (心服してしたがう) という言葉に示されるように、人格的支配を 第三の論点は、すでに旧稿で指摘したことであるが、「上治郡」

かにするために必要な伊治城・栗原郡・伊治村・伊治公呰麻呂など以下の本論では、以上三つの論点に加えて、上治郡の実態を明ら

みこゝ。をも含めて検討を行い、可能なかぎり「上治郡」の実態にせまって

・「上治郡」の史料学的検討

「上治郡」を誤記とみなす見方が広まった前提として、この郡名 「上治郡」を設記とみなす見方が広まった前提として、この郡名 で、たとえば『続日本紀』天平九年四月戊午条にみえる「玉造等五 で、たとえば『続日本紀』天平九年四月戊午条にみえる「玉造等五 にいたってはその名称さえも伝えられていないのである。したがっ て「上治郡」がここにしかみえないということは、誤記説の根拠に ならないことを念のために確認しておきたい。

ことを検討することが不可欠である。日本紀』の記事との文献的な関係がどのように考えられるかという書かれているか、また「伊治郡」となっている『公卿補任』と『続既述のように、『続日本紀』の該当部分の記載が主要な写本でどう既せ学的に「上治郡」が誤記でないかどうかを究明するためには、

ると次のようになる。系本『公卿補任』(以下、国史大系本という)の記事を並べて掲げ系本『公卿補任』(以下、国史大系本という)の記事を並べて掲げ「上治郡」がみえる新古典大系本『続日本紀』と新訂増補国史大

A. 『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)三月丁亥条

丁亥、陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公呰麻呂反。

率二徒

衆 |、殺 | 按察使参議従四位下紀朝臣広純於伊治城 | 。

B. 『公卿補任』宝亀十一年条紀広純尻付

三月廿四日丁亥、陸奥*伊治*那大領外従五位下伊治公呰麿*及

「郡」とあるので、国史大系本の単純な誤植(図3参照)。*は『続日本紀』と異なる文字。ただし「那」は底本(御系譜掛本)に率*従衆殺按察使広純於伊治城。

すれば、この事実のもつ意味はきわめて重く、恣意的な本文改変を「はじめに」でふれた近年のテキスト校訂の基本的な考え方から

下紀朝臣廣紀於译波城廣北大納言萬中勢師治公告麻召及孽徒我我按察使泰議後四位縣给之下衣陰與國上治林大領外從五位下件

凶1 『続日本紀』蓬左文庫本(名古屋市蓬左文庫所蔵

卡廣此於併治城廣能天納言棄中势即山及學传 聚殺按察使泰議及四泛下紀朝國上沿郡大領外投五位下伊治公中麻出國上沿郡大領外投五位下伊治公中麻出五任下駿河國創庭遣使縣約之丁季降勇

図2 『続日本紀』高松宮家本(国立歴史民俗博物館所蔵)

防ぐという観点からも、このような場合、『続日本紀』の原文には防ぐという観点からも、このような場合、『続日本紀』の原文には「上治郡」とあったことを示すと考えるのが当然なのでの原文には「上治郡」とあったことを示すと考えるのが当然なのでの原文には「上治郡」とあったことを示すと考えるのが当然なのである。したがって、「上治郡」誤記説では、まずもってこのことのもつ重ある。したがって、「上治郡」誤記説にはもっとも基本的な点で大ある。したがって、「上治郡」誤記説にはもっとも基本的な点で大ある。したがって、「上治郡」誤記説にはもっとも基本的な点で大ある。したがって、「上治郡」誤記説にはもっとも基本的な点で大い。

Bの短かい記事のなかに那(←郡)、及(←反)、従(←徒)と、単事であるが、まず注意されるのは、問題の「伊治」を別にしても、つぎに、『続日本紀』によったとみられるBの『公卿補任』の記

かりに、 伊治呰麻呂の管轄郡の名称に応和以降の編者が興味をもっている可 四日とするのは、伊藤氏が指摘しているように、『公卿補任』 図3参照)。これまた、これまでの研究では、 純な誤字が三字も確認される(ただし「那」は国史大系本の誤植。 たとすると、比較的はやい段階で「伊」をなぜか「上」に書き誤り、 しているのも、 低い」という主観的な判断のみによって『続日本紀』の本文を改変 原」の通用を前提とする「上治郡」誤記説の発想の典型を示してい きない「此治郡」としてくり返し引用しているのは、「比治」と「栗 る。しかも伊藤氏が何のことわりもなく「此治城」を実例が確認で 文はBにみえる「伊治郡」としてよいという重大な結論を導いてい て簡単な考察によって現行『続日本紀』の文字を誤りとし、その原 漆紙文書の「此治郡」とも一致する(傍点-引用者)」と、いたっ よい。「伊治郡」は「コレハリ郡」と読むとすると、多賀城跡出土 る可能性は低い。『続紀』本来の記述も「伊治郡」とあったとして 能性は低く、したがって「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえ が日付を付加するときに犯した単純な換算ミスとみられる。 わってこよう。なお三月丁亥は二十二日であるが、これをBが二十 たく言及されていないが、当然、これはBの本文の質の評価にかか 「応和(十世紀中葉)以降の『続紀』写本にもとづき付加された。 さて伊藤氏は、Bに「伊治郡大領」とあることに関して、これは さらに「「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえる可能性は 伊藤氏のいうように、『続日本紀』の原本に「伊治郡」とあっ 現在の史料学の方法からみて大いに問題があろう。 伊藤氏も含めてまっ

点もとくに説明していない。ようなことが史料学的に考えうるのか疑問であるが、伊藤氏はこのようなことが史料学的に考えうるのか疑問であるが、伊藤氏はこのそれが現存する主要写本のすべてに引き継がれたことになる。その

治公董唐及率徒衰發按察使廣純於伊治城 弁官補任宝電三月立四日被殺卒三月立四日了素陸與伊治郡大領外午五下伊三月左摩薩立分後陸與守宝電十二千二月後年四位下任三末天平宝字七年正月千五下為太事員外央戴天平神護元年大納言。唐之孫左子七智千四位下守券之子人納言。唐純二月百任月古四卒

図3 『公卿補任』御系譜掛本(宮内庁書陵部所蔵

よってオリジナルの『続日本紀』の本文を訂正するなどというのは しかもテキストとしてはあまり質のよくないものであって、 大系本『公卿補任』の紀広純の尻付は、『続日本紀』にもとづいた、 のが、紀広純の尻付にみられる複数の誤字の存在である。要するに、 る ろんなく、 期であっても、それがそのままの形で伝えられているわけではもち の写本とされている。 御系譜掛本(図3)であるが、これは流布本系統に属する江戸末期 『公卿補任』の底本であろう。それは、凡例によれば書陵部所蔵の 7在のテキスト校訂の方法からは逸脱しているといわざるをえない この場合、 その間には、当然、誤写が生じうる。それを端的に示している 江戸末期に至るまで書写がくり返されてきているのであ 史料学的にまず考えなければならないのは国史大系本 したがって問題の尻付が書かれたのが平安中

どうかを考えてみたい。でつぎに『公卿補任』の尻付に、もともと「伊治郡」とあったのかな記載になっているのかは、別に考究してみる必要があろう。そこ写では説明しがたいので、国史大系本『公卿補任』がなぜこのよう

『公卿補任』の宝亀十一年条に関しては、より原本に近いとされる異本系統は伝わっておらず、流布本系統の祖本である山科言継書写の山科本も残されていない。そこで山科本の転写本である桂宮本橋本(国立歴史民俗博物館所蔵)などの記載を確認してみると、い橋本(国立歴史民俗博物館所蔵)などの記載を確認してみると、い橋本(国立歴史民俗博物館所蔵)などの記載を確認してみると、い橋本(国立歴史民俗博物館所蔵)などの記載を確認してみると、いた。国立を持ている。このことから「伊治郡」は、とりあえず流布本系統の祖本である山科本まではさかのぼる可能性が高めえず流布本系統の祖本である山科本まではさかのぼる可能性が高いと思われる。

題にせまることは困難であるが、東山御文庫本『一代要記』のつぎか残されていないので、『公卿補任』の写本からこれ以上、この問でさかのぼるとみてよいであろうか。宝亀十一年条は流布本系統しでは、「伊治郡」は『公卿補任』に尻付が付けられた平安中期ま

從四位下化廣此 直百任 青百日平

使田佐下 石川名区 本年三月河内寺受鎮補任云宝電八年五月以梅桑使及常庭等正年 邓三月任右力前下伊绍对营食及牵进家鼠检察使属死我伊佑城布官補任云宝電二年 邓三月任右力前上年二月校正進下任券授三月温日被敬辛三月次四日丁夷陸 奥伊伦即大领水投立关于至至七年日月投票及朱军复外少戴大车神疆元年目を降隆 摩 手後陸 奥安 虫 尾天子至至七年日 投票 含之苯乙基乙基

図4 『公卿補任』桂宮本(宮内庁書陵部所蔵

の記述はこの問題を解決する決め手になると考えられる。

C. 東山御文庫本『一代要記』春

参議

紀広純

三月廿四日陸奥上治郡大領外従五下伊治土疵瘡反、 |按察使広純於伊治城| 。 率 徒

そして何といっても注目されるのは「伊治郡」が「上治郡」と記さ 書写されているが、「公呰麿」三字を「土疵瘡」と誤写している。 本 ていることが明らかである。この『一代要記』の文では、国史大系 て、 純の経歴の部分は、呰麻呂の乱の日付が三月二十四日となって 証があることがすでに指摘されているが、この『一代要記』の紀広 『一代要記』の原史料の一つとして『公卿補任』 『公卿補任』 『公卿補任』の尻付に特有の誤りに一致するので、それによっ の単純な誤字である「及」「従」はいずれも正しく が使われている明

> じく「上治郡」と書かれていたことを示している。 れていて 『一代要記』の編者がみた『公卿補任』には、『続日本紀』と同 (図5朱線部)、『続日本紀』に一致することである。

は

えられている。 ぼることになる。 流布本の祖本である山科本『公卿補任』よりも三○○年近くさかの 抜粋したのは一三世紀後半ごろと考えられ、一六世紀に書写された ている。したがって『一代要記』の編者が『公卿補任』から尻付を(ધ) ものであり、もともとは金沢文庫に所蔵されていたことも解明され 皇代ごろまで書き継がれ、鎌倉時代末ごろに最終的に成立したと考 弘安年中(一二七八~八八)にいったん成立し、それ以後、 で、それ以前の後宇多天皇をすでに「今上皇帝」と記すところから、 の貞和四年(一三四八)が成立の一応のめやすとなるが、 『一代要記』は花園天皇代までを対象とする年代記で、 しかも東山御文庫本は、その書き継がれた原本その もう一方 その崩御 花園天

このように山科本よりもふるい『公卿補任』に、 確かに 『続日本

7

紀為,紀之下降治五姓大夫及中 造東教存養使者,紀於伊治城大學中學之紀人不及與此功存養使以十一月一日任命教三月苦下海與上治那大領外後次小里在日明打好為教務的等处大人生家在一年下左六十中日本 成小里在明行方言的情報 天智恭 核开朝主男 磨し、赤左南八ちを下字奏子 大中日子老、江三种高州三十二年本本

<u>図</u> 5 『一代要記』東山御文庫本

もはや何もなくなったといってよい。で、『続日本紀』の原文を「上治郡」とみることを妨げるものは、紀』と同じく「上治郡」と記した写本があったことが確認されるの

日本紀』で訂正した紀広純の尻付の該当部分をかかげてみると、とは、むしろ十分にありうると考えたらよいであろうか。既述のようと改変されていることはどう考えたらよいであろうか。既述のようとは、むしろ十分にありうると考える。つぎに明らかな誤りを『続け立ちがたいことが明らかになった。この点をふまえて再考して成り立ちがたいことが明らかになった。この点をふまえて再考して成り立ちがたいことが明らかになった。この点をふまえて再考して成り立ちがたいことが明らかになった。この点をふまえて再考しては低い」として、現行『続日本紀』の第文「上治郡」を「伊治郡」に改意に書きかえる」ことは、むしろ十分にありうると考える。つぎに明らかえまりを『続日本紀』で「上治郡」を『伊治郡」には、記述に書きかえると、とは、むしろ十分にありうると考えた。

徒衆殺按察使紀広純於伊治城三月廿四日丁亥、陸奥上治郡大領外従五位下伊治公呰麿反、率三月廿四日丁亥、陸奥上治郡大領外従五位下伊治公呰麿反、率

はできないことが裏づけられたと考える。 はできないことが裏づけられたと考える。 はできないことが裏づけられたと考える可能性は十分に考えられたのであり、この点からも「伊治」は「伊治」の誤りにちがいないと思い込んで、「伊治」と書き換えたのではなかろうか。このようと思い込んで、「伊治」と書き換えたのではなかろうか。このようとなり、この短かい文章中に「伊治」が二箇所みえ、一箇所だけがとなり、この短かい文章中に「伊治」が二箇所みえ、一箇所だけが

る陸奥国「上治郡」は『続日本紀』の主要写本の記載が一致してい以上の検討により、『続日本紀』の伊治公呰麻呂の官職中にみえ

き誤った可能性がないのかも、一応、検討してみる必要がある。はないので、『続日本紀』の原文自体に誤りがあることも皆無ではないので、『続日本紀』の原文自体に誤りがあることも皆無で根拠となるが、『続日本紀』の原文自体に誤りがあることも皆無ではないので、『続日本紀』の原文自体に誤りがあることも皆無ではないので、『続日本紀』の『公卿補任』の「伊治郡」という記載も、もるうえ、流布本系統の『公卿補任』の「伊治郡」という記載も、もるうえ、流布本系統の『公卿補任』の「伊治郡」という記載も、も

まるには、この事実をふまえる必要がある。 「此治郡」はもちろんのこと、「伊治郡」も実例としては一つも確に検討するように、郡名の表記としては「栗原郡」が唯一であって、「此治郡」はもちろんのこと、「伊治郡」も実例としては一つも確に検討するように、郡名の表記としては「栗原郡」が唯一であって、流布本系統のにだその際に注意すべきは、本節の検討によって、流布本系統の

. 漆紙文書「此治城」の意義――コレハリとクリハラ――

のたいと思う。
前節の検討によって、現在もなお有力な「上治郡」を誤記とする
前節の検討によって、現在もなお有力な「上治郡」を誤記とする

連も、 がら、 提示している。 考える新たな史料であることは間違いない」と、慎重な言い回しな のである。いずれも、決定的根拠をもちえないが、これらの関連を リハラ(ル)」とした場合はきわめて似かよった読みとなってくる ら結びつきは考えられないが、両者を訓読し、「コレハル」と「ク しれないという推測も浮かび上がってくる。また、伊治と栗原の関 る。 と一致するのである。さらに、『続日本紀』宝亀十一年条の「上治郡 れば、「コレハル(リ)」となり、今回の「此治」(コレハル 城漆紙文書』の解説(執筆者平川南氏)は、「伊治城……を訓読す(エ゙) と書かれた一〇二号漆紙文書もこの前後の時期とみられる。『多賀 亀十一年(七八○)十一月の具注暦が出土しているので、 度の第三○次調査でSK九八一土壙から出土した。同じ土壙から宝 これまでの伊治との関連だけでは解決できなかった疑問点であ あるいは「上治」は「此」と「上」の混同から生じたものかも 「此治城」と書かれた多賀城跡一○二号漆紙文書は、一九七七年 現在主流となっている「上治郡」誤記説の基本的な考え方を 音読の「イジ」と和名抄の「久利波良(クリハラ)」では何 「此治城 (J)

かれたことが知られるようになったことである。また、江戸時代以のれたことが知られるようになったと読まれて、「此治城」とも書いて、「正治城」とになった。漆紙文書「此治城」の出土の最大の意義は、おはずことになった。漆紙文書「此治城」の出土の最大の意義は、多賀城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことは、多賀城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことは、

要であろう。いた地名であるという説が確かな根拠をもつようになったことも重来ある、栗原郡の「クリハラ」が「コレハリ」という読みにもとづ

たのではないかと推測している。 たのではないかと推測している。

大槻は「伊治」はもともと音読だったのではないかとしたが、「此治城」の出土によって「伊治」も訓読されていたことが、現在では明らかである。今治は中世以降の地名なのでここではしばらく措いて、古代の地名の実例を見てみると、大槻もあげていた常陸国新治で、古代の地名の実例を見てみると、大槻もあげていた常陸国新治ので、治はハリが一般的なように思われる。ただし、すでに今泉隆郷に「安波留」という訓が付されているので、ハルと読むこともあったことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかたことが知られているので、本稿では、「はじめに」でものべたようにコレハリ、コ

リで代表させることにしたい。レハル両様の読み方の可能性があることを認めつつ、一応、コレハ

推測説にすぎないことがわかるであろう。 (1)~(3)のどれひとつとして実証されておらず、 治郡」の誤記であろうと推測するのである。改めて確認してみると、 は 用するかのようにみなし、さらに(2)そのことを前提として、 立ちをたどってみると、 には重大な混同、 が重要であるが、 「上治郡」を「此治郡」の誤記とみる説がにわかに有力化すること 本稿のテーマからすれば、「此治城」 「此治郡」とも表記されたと考え、そのうえで③「上治郡」 誤解が含まれていると考える。 「はじめに」でもふれたように、 (1)此治(または伊治)と栗原があたかも通 の漆紙文書の出現によって 想定に想定を重ねた この誤記説の成 筆者はこの理解 栗原郡 は「此

誤記とみる説は、 用などはじめからあり得ないのである。「上治郡」を「此治郡」の 両者は用字も読みも異なる別個の地名なのであって、 であるコレハリを和語的に改変したのがクリハラなのであろうが 伊治と書いてクリハラと読めないこともいうまでもない。 ではないから、栗原という表記は決してコレハリとは読めないし、 ないが、一つも確認できない。そもそもコレハリとクリハラは同音 れておかしくない。ところがそのような用例は、 は ことをまず指摘しておきたい。 かりに此治 「栗原城」とも書かれたはずであるし、 (伊治) と栗原が文字通り通用したとすれば、 この点をあいまいにしたまま両者を混同してきた 伊治公も栗原公と表記さ 改めていうまでも 文字通りの通 現地地名 伊治城

> () とができよう。 名であるコレハリが使われつづけたと考えると整合的に理解するこ われる。それに対して城柵と村は郡の管轄下にないので、 それはこれらがいずれも栗原郡の管轄下にあるからではないかと思 かは峻別されており、 をみれば一見して明らかなように、事項ごとにクリハラかコレハリ とクリハラ ここで、 郡以外で「クリハラ」が用いられるのは郷と駅に限られるが、 私見の正しさを証明するために、コレハリ(伊治 (栗原)の用例を表1に整理して示してみよう。 混用がみられるものは一つとして存在しな 本来の地 この表 · 此治)

が唯 ている「此治郡」という表記は、 になったと思われる。 つも確認できないことになった。 が本来の表記であることがはっきりしたので、 紀広純の尻付のものが、前節の考察で『続日本紀』と同じ「上治郡 ないだけでなく、「伊治郡」も、 あって、決してコレハリ郡ではない。実際にも「此治郡」が存在 からも明らかなように、 な議論がある。くわしくは次節で取り上げることとして、この記事 本是伊治城也」とあるのは問題の多い記事で、これまでもさまざま 『続日本紀』神護景雲元年十一月己巳条に「置 一確認できる表記であって、 建郡されたのはあくまでもクリハラ郡で 唯 そもそも存在しえないことが明確 要するに、郡名としては「栗原郡」 「上治郡」誤記説の大前提となっ の例であった『公卿補任』の 結局、 陸奥国栗原郡 確実な例は

9、またコレハリとクリハラの実際の用例に照らしても成立しがた以上、一・二両節の考察によって「上治郡」誤記説は史料学的に

表 1 伊治•栗原用例一覧

TE	出	城 名	郡 名	等 2	駅名	村名	盒
『続日本紀』	神護景雲 1(767),10.辛卯	伊治城					伊治城完成
『続日本紀』	神護景雲1 (767). 11. 己巳	伊治城	栗原郡				栗原郡建置、「本是伊治城也」
『続日本紀』	神護景雲 2 (768). 12. 丙辰	伊治(城ヵ)					「伊治・桃生」への移住者募集
『続日本紀』	神護景雲 3 (769). 2. 丙辰	伊治城					「桃生・伊治二城」への移住者募集
『続日本紀』	神護景雲 3 (769). 6. 丁未					伊治村	「陸奥国伊治村」への浮浪人の移住
『続日本紀』	宝 亀 11 (780). 3. 丁亥	伊治城					伊治呰麻呂の乱
多賀城跡出土漆紙文書	紙文書	此治城					宝亀11年11月の具注暦が共伴
『類聚国史』	延 曆 11 (792). 1. 丙寅					伊治村	志波村の夷と伊治村の俘との確執
『日本後紀』	延 曆 15 (796). 11. 己丑	伊治城					伊治城と玉造塞との間に駅を置く
『日本後紀』	延 暦 15 (796). 11. 戊申	伊治城					諸国の民9,000人の伊治城への移住
『日本後紀』	延 曆 23 (804). 11. 戊寅		栗原郡				栗原郡に3駅を置く
『続日本後紀』	承 和 4 (837). 4. 癸丑		栗原郡				「栗原・賀美両郡百姓逃出者多」
							「栗原・桃生以北俘囚、控弦巨多」
『延喜式』	巻10 神名下		栗原郡				
『延喜式』	卷22 民部上		栗原郡				
『延喜式』	巻28 兵部				栗原駅		
『和名類聚抄』	巻7 郷里部第2			栗原郷			
『和名類聚抄』	巻10 居処部(高山寺本)				栗原駅		
『陸奥話記』	康平 5 (1062). 8. 9		栗原郡				源頼義が栗原郡営崗に到着。『扶桑略
							記』にも類似の記事あり

付注:『続日本紀』神護景雲 3 (769). 1. 己亥の「二城」は桃生・伊治両城を指すと考えられるが、この表では省いた。 このほか、伊治公呰麻呂もすべて「伊治」であるが、氏族名なので省いた。

たことが証明されたと考える。く、古代陸奥国に栗原郡と別に「上治郡」という名称の郡が存在し

上げて検討してみることにしたい。 ここでいったん上治郡から離れ、関連するいくつかの問題を取り

三.「上治郡」の周辺―――伊治城・栗原郡・伊治村など――

る。

ら検討を行ってみたい。
に関連するいくつかの事項について、これまでの研究をふまえながに関連するいくつかの事項について、これまでの研究をふまえながらかにすることはきわめてむずかしい。そこで、上治郡の実態にせ上治郡は、宝亀十一年紀に一度みえるだけなので、その実態を明

れば、 ている。 事業での功績を特筆され、 陸奥守兼鎮守将軍田中多太麻呂に正四位下を授け、 不」満二三旬」。朕甚嘉焉。 **雲元年(七六七)十月辛卯条からうかがうことができる。それによ** 的意味があったと考えられ、その造営の経緯は『続日本紀』神護景 まず伊治城の造営であるが、これは山道蝦夷への備えという戦略 鎮官にも授位が行われている。なかでも道嶋三山は、 「勅、見」陸奥国所 1 > 奏、即知 | 伊治城作了 | 。自 > 始至 > 畢 修成築造。今美, | 其功 | 、特賜 | ,従五位上 | 」と、この造営 柵戸などの動員に大きな功績があったことを示すもの 道嶋氏一 地方豪族として破格の従五位上を授かっ ·····若不;;衰進;、何勧;;後徒;」として 族が陸奥国の広い地域で大きな権威を 以下、 「首建 陸奥国

城の造営に先だって率先して国家の蝦夷政策に協力しているのであへ昇叙されている。この真麻呂は俘囚とみられ、その真麻呂が伊治させるのに特段の功績があったとして、外従五位下から外正五位下させるのに特段の功績があったとして、外従五位下から外正五位下でいる人物が吉弥侯部真麻呂で、「侚」国争」先、遂令二馴服」。狄と考えられる。この記事で、もう一人三山と並んで位階を特授され

とを考えれば、その可能性は高いと思われる。 の帰属・協力なしに伊治城を短期間で造営することが困難であるこ帰服にあたったのではないかとみている。呰麻呂ら地元の蝦夷集団会泉隆雄氏は、この真麻呂こそが伊治公呰麻呂らの集団の懐柔・

点については疑問が残る。 は二五年以上も隔たっているうえに位階にも齟齬があるので、このは二五年以上も隔たっているうえに位階にも齟齬があるので、この位から外従五位下を授かり、同十四年に俘囚大伴部阿弖良に殺害さなお、今泉氏はさらに推論を進めて、延暦十一年(七九二)に無

城を築くのにさまざまな困難が予想されたので、三山や真麻呂などである。しかも真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からる。伊治城の築城は、「自ゝ始至」畢、不ゝ満。三旬。」と記されていみて、このときの真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からである。しかも真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からである。しかも真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からである。しかも真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からである。

方がよいと思われる。到に準備工作を行ったうえで、一気呵成に築城を終わらせたとみたの有力人物を用いて事前に必要な人員の動員や蝦夷の懐柔など、周

ていたことになろう。 出して以来、神護景雲元年(七六七)に伊治城が造営されるまで、 団であった。したがって古代国家が七世紀半ば過ぎに大崎地方に准 るが、そのうちの山道蝦夷の最南端の蝦夷集団が伊治地域の蝦夷集 白であろう。その蝦夷勢力が、海道蝦夷と山道蝦夷の二大勢力であ ていたが、それはその北側の蝦夷勢力に備えたものであることは明 の城柵を配列した防衛ラインを敷くなど、特異な境界地帯を構成し なおかつそれらの北縁部を取り囲むように「玉造等五柵」など多く はここに微小な黒川以北十郡と特殊な田夷郡(=遠田郡)を置き が伊治地域のすぐ南の大崎・牡鹿地域であり、 るものであるが、 いわば伊治地域が律令国家の北への支配領域拡大をはばむ壁となっ これらのことは伊治地域の蝦夷勢力が有力であったことを示唆す まず、七世紀後半代から八世紀半ばにかけての古代国家の北辺 ほかにもそのことを裏づける根拠がいくつかあ しかも八世紀前半に

設をめぐらして居住区を城柵内に取り込む構造をとるところに特徴と二重に区画施設をめぐらすのに対して、さらにその外側に区画施めることが判明した。三重構造城柵とは、通常の城柵が政庁・外郭あることが判明した。三重構造城柵とは、通常の城柵が政庁・外郭あることを示す証拠がある。それが、伊治城の平面構造である。考古学的にも、伊治城周辺の蝦夷集団の勢力が警戒すべき存在で

がある。

蝦夷への備えがあったことが考えられよう。 蝦夷への備えがあったことが考えられよう。 出表への備えがあったことが考えられよう。 世治城では、外側から外郭・内郭・政庁の三重に区画施設をめぐ した状況にあった ことを考古学的に裏づけるものといえよう。上治郡の建郡の背景に は、このような有力な蝦夷集団の帰服と、さらに北方の未服の山道 は、このような有力な蝦夷集団の帰服と、さらに北方の未服の山道 蝦夷への備えがあったことが考えられよう。

ŋ が 支の問題がある。該史料の干支は、国史大系本『続日本紀』 の原則からすれば、新古典大系本の「己巳」が適切である。 本が一致して「己巳」としているので、それらによっている。 巳」とするが、新古典大系本は底本の蓬左文庫本をはじめとする諸 上げたことがあるので、ここでは略述しておきたい。まず日付の干 料で、慎重な取り扱いが必要である。筆者も以前、この史料を取り 本紀』によれば、 たことになっている。ところがこの記事はさまざまな問題のある史 「置」 |陸奥国栗原郡 | 。本是伊治城也。」 とあり、このとき建郡され つぎに、栗原郡の建郡について考えてみたい。栗原郡は、『続 『続日本紀』のこの辺りの記事は干支につぎのような混乱があ 従来から錯簡として議論が行われてきた。 伊治城造営の翌月の神護景雲元年十一月己巳条に は 乙 \exists

(a)十月壬戌条 – 叙位記事。十月に壬戌なし。

本紀略』は十月壬寅(二十六日)とする。本紀略』は十月壬寅(二十六日)とする。十一月に壬寅なし。『日

ので、日付順に配列されていない。
も、この後に癸亥(十七日)、丙寅(二十日)と記事が続く
お、この後に癸亥(十七日)、丙寅(二十日)と記事が続く
に十一月己巳条-栗原郡の建郡記事。己巳は二十三日。『日本

(b) は、 己巳条も、 摘するが、 月壬戌条から十一月己巳条にかけて干支に混乱がみられることは指 る議論はしだいに下火となり、新古典大系本『続日本紀』では、十 とみなす決め手に欠ける。そのようなことからこれらの記事をめぐ の記事をめぐる錯簡問題に関連づけて考察を行っている。ところが 国史大系本の「乙巳」を前提としているうえに、 する説である。さらにはそれをふまえて()栗原郡の建郡記事も同年 が、この記事を錯簡とみて神護景雲三年(七六九)六月に移そうと 後の一時期、盛んに議論が行われた。その議論の中で有力化するの(%) このうち的壬寅条については、班年の問題との関わりもあって、 六月に移すべきだという意見も出された。しかしながら、それらは 他の関連史料との関係を確定しがたく、神護景雲三年の記事 十一月の記事として扱っている。 神護景雲三年に移す立場はとっていない。 bの四天王寺墾田 問題の十一月 戦

国史大系本に無批判にしたがって訂正しているうえ、ⓒの栗原郡の古典大系本以前の議論は、『続日本紀』の写本に異同のない干支を以上、十一月己巳条の錯簡をめぐる問題の経緯を概観したが、新

本の校訂にしたがうのが妥当と思われる。 建郡を神護景雲三年に移す明証はないので、現段階では新古典大系

れる。 る。 のは、 はコレハリと訓み、栗原郡のクリハラはそれに由来すると考えられ 述と解せば、 がら、「本是伊治城也」を『続日本紀』の編者が加えた注釈的な記 栗原郡の建郡は伊治城の完成からわずか一ヶ月ほどしか経っていな を加えたとみれば、わずか一ヶ月しか経ていないにもかかわらず(%) 日本紀』の編者が栗原郡の建郡記事にそのことが分かるように注解 いことになる。 したのは神護景雲元年十月のことであるから(同年十月辛卯条)、 「本是伊治城也」と記されていることも、十分に説明がつくと思わ (c)がそのまま神護景雲元年の記事でよいとすると、 しかしながら字面だけではそのことがわかりにくいので、『続 かなり不自然な印象を受けることは否定できない。しかしな 疑問は氷解しよう。本稿で再三ふれたように、「伊治 その間のことをことさらに「本是伊治城也」と記す 伊治城が完成

は、造営がほぼ終了した天平宝字三年(七五九)に雄勝・平鹿二郡あったが、これは明確な根拠があるわけではない。別稿で検討したように、秋田城の場合、前身の出羽柵を秋田村に遷置したのが天平ように、秋田城の場合、前身の出羽柵を秋田村に遷置したのが天平ように、秋田城の場合、前身の出羽柵を秋田村に遷置したのが天平とになる。しかしこのような例はほかに確認できず、雄勝城の場合とになる。しかしこのような例はほかに確認できず、雄勝城の場合とになる。しかしこのような例はほかに確認できず、雄勝城の場合という見方があったが、これは明確な根拠があるわけではない。別稿で検討したが、これは明確な根拠があるわけではない。

建置とほぼ同時であったとみてよい。が置かれているし、出羽柵の創建も和銅元年(七○八)の出羽郡の

牡鹿郡から桃生郡を分置したとみられるのである。 日本紀』 成後に郡が分置されたとみるのがよいと思われる。桃生城も、『続 た城柵の多くはすでに郡制が施行されていたところに造営され、 る可能性が高い(信太評など)ので、多賀城に相前後して建置され なども、 とも少なくない。 |」とあるように、牡鹿郡の郡域に桃生柵 に「於」陸奥国牡鹿郡一、 大崎・牡鹿地方の建郡 すでに郡制が施行されている地域に城柵が造営されるこ 多賀城はその代表であるが、ほかに「玉造等五柵 (評) は七世紀後半代までさかの 跨二大河 | 凌二峻嶺 | 、作 (城)を造営し、 ||桃生柵 のちに 完

が少なくなく、(31) しろ一般的なあり方を示す事例ということになろう。 栗原郡が建郡されたとすれば、それは築城と建郡の関係としてはむ あったとはいえないのである。 例も複数確認できるので、 あって、 てみると秋田城だけが、 するというような図式は何ら証明されたものではない。具体的にみ 間は軍政を意味する城制が敷かれ、その後、 このように、かつて想定されていた、城柵の造営後、しばらくの 全体としては城柵の造営と建郡はほぼ同時とみられること 国郡制の施行領域内にあとから城柵が造営される事 秋田城に固有の事情で建郡が遅れたので 城柵の造営と建郡の間に一定の関係が したがって伊治城造営の一ヶ月後に 民政である郡制に移行

かけて法外の優遇措置を講じて陸奥、および坂東諸国の百姓で桃神護景雲元年(七六七)の伊治城造営のあと、同二年から三年に

生. 国の民九○○○人を伊治城に移住させている。これは呰麻呂の乱後 伊治城・伊治村とあるのは、 次節で取り上げたい。 の伊治城・栗原郡の復興にかかわる施策とみられるが、 よい。さらに延暦十五年(七九六)には、坂東に出羽・越後等の諸 する蝦夷郡と考えられるので、大半は栗原郡に送り込まれたとみて に上治郡も建郡されていたが、 は一つも確認できないからである。伊治地域には、 先として史料にみえるのは城柵がもっとも多く、 を送り込むことを意味したと考えられる。というのは、 には浮浪人二五○○余人を伊治村に移配している。 伊治両城に移住することを希望するものを募り、 実質的には伊治城管下の栗原郡に移民 後述のように上治郡は蝦夷を主体と 郡になっている例 呰麻呂の乱以前 これらのうち、 さらに同三年 くわしくは 柵戸の移配

都が移民を主体とした近夷郡であったことを示していると考えられ郡が移民を主体とした近夷郡であったことを示していると考えられ的に移民(柵戸)が送り込まれているが、それは伊治城管下の栗原このように伊治地域には、伊治城造営直後と乱後の復興期に組織このように伊治地域には、伊治城造営直後と乱後の復興期に組織

史料に二度みえている。村」について検討してみたい。「伊治村」は表にも示したように、村」について検討してみたい。「伊治村」は表にも示したように、その住民構成などについてみてきたが、つぎに史料にみえる「伊治以上、伊治城の造営、伊治地域の蝦夷勢力、栗原郡の建郡時期と

の移配先として「伊治村」が出てくる。この時点で伊治城はすでに宕百姓二千五百余人置; |陸奥国伊治村 | 」と浮宕、すなわち浮浪人まず、『続日本紀』神護景雲三年(七六九)六月丁未条には、「浮

る。 ことと栗原郡、 が郡になっている例は皆無なので、ここが「伊治村」になっている 筆者には説明しがたい。ちなみに、さきにも述べたように、 の移配先が通例と異なって「伊治村」となっているのかは、 を説明することも困難である。 暦二十一年正月戊辰条など)、この点から神護景雲三年の「伊治村 浮浪人であっても、 の完成以前であり、そのため「村」とされたと考えられよう。 日本紀』同年七月戊午条)があるが、この場合は小勝柵 とされているのは、 条、『日本後紀』延暦十五年十一月戊申条)。一方、「村」が移配先 神護景雲二年十二 柵戸移配も、この例以外はすべて伊治城とされている(『続日本紀 きに述べたように城柵であることが一般的であって、 ないので、 造営されており、 天平宝字二年十月甲子条·同三年九月庚寅条、『日本紀略』延 すでに建郡されているとみてよい。柵戸の移配先は、 あるいは上治郡の存否は直接関係しないと考えられ 一月丙辰条・同三年正月己亥条・同三年二月丙辰 栗原郡も、 城柵を移配先とするのが通例なので(『続日本 ほかに天平宝字元年(七五七)の小勝村 神護景雲三年の錯簡説に確かな根拠 したがってこの記事で、なぜ浮浪人 伊治地域への (雄勝城 現在の 移配先 また さ が

る。ここで「伊治村」は俘(=俘囚)の居住地とされている。れて陸奥国府まで来ることができなかったことを訴え出た記事であ分たちは以前から帰服を望んでいたのに、「伊治村の俘」に妨害さ九二)正月丙寅条にみえる。「斯波村の夷」胆沢公阿奴志己が、自もう一つの「伊治村」は『類聚国史』巻一九○俘囚延暦十一年(七

思われる。 いたことも指摘する。伊治地域の特質を考えるうえで重要な視点と 点とみられる遠山村 く「山道」の玄関口として把握されたが、もう一方で海道蝦夷の拠 摘する。 蝦夷集団とどのような関係を築くかが重要な課題となったことを指 団にとっても、 通交を制約することが可能であったこと、したがって北方の蝦夷集 を結ぶ主要交通路である「山道」が通っていて、伊治村の俘はその ち伊治村には国府多賀城と胆沢・斯波(志波)方面(北上川中流域) は 「山道」を掌握することで北上川中流域の蝦夷集団と陸奥国府との この記事については、 「道の支配」という視点からこの記事を読み解いていく。 伊治地域は、 陸奥国府など南方の政治権力にとっても、 (登米地域) 律令国家からは北上川中流域方面にのびてい 永田英明氏の興味深い分析がある。 方面とも迫川を介してつながって 伊治村の 永田氏 すなわ

本された蝦夷郡であったと考えられる。
 本された蝦夷郡であったと考えられる。この地域は、もともと呰麻呂囚の居住地として現れることである。この地域は、もともと呰麻呂囚の居住地として現れることである。この地域は、もともと呰麻呂上治郡が組織され、呰麻呂が大領職に就いていた。次節でくわしく上治郡が組織され、呰麻呂が大領職に就いていた。次節でくわしく上治郡が組織され、呰麻呂が大領職に就いていた。次節でくわしく上治郡が組織され、呰麻呂が大領職に就いていた。次節でくわしく本人の民住地として現れることである。

たまま律令国家に服属して、○○(本拠地の地名)+君(公)とい身分に大別されて国家の支配下におかれた。「蝦夷」は集団性を保っ古垣玲氏の整理によれば、服属した蝦夷は「蝦夷」身分と「俘囚」

に帰服してきた蝦夷と考えられるので、上治郡の中心的存在は、呰でいるが、そうであったとしても、俘囚はもともと他地域から個別になる。今泉氏は、真麻呂は「伊治の俘囚であるらしい」と推測した、古弥侯部真麻呂は「俘囚」ということになる。今泉氏は、真麻呂は「伊治の俘囚であるらしい」と推測した、大伴部・吉弥侯部などの部姓を与えられるのだ。

麻呂を中心とした伊治公一族であったとみてよい

れが「伊治村の俘」であろうと推測する。 うになり、 郡の故地には他地域から個別に帰服してきた俘囚たちが住みつくよ まうことは容易に想像されよう。その後、 にいずこかに逃走したと思われ、それによって上治郡も廃絶してし は行方知れずとなるが、その際に伊治公一族の大半も呰麻呂ととも していることがうかがわれる。伊治公呰麻呂の乱の勃発後、呰麻呂 れている。 府への朝貢を妨害していたのは伊治村の「俘」、すなわち俘囚とさ ところが延暦十一年(七九二)の記事では、斯波村の つまりこの時点で伊治村は、俘囚を主体とする村に変貌 新たに俘囚を主体とする集落が形成されていった――そ 交通の要地であった上治 夷 の 玉

十一年に伊治村が「俘」の居住地としてあらわれるのは、呰麻呂のなく伊治村となっているのかは、よく分からなかった。しかし延暦伊治村などを取り上げ、検討を行ってきた。とくに神護景雲三年の以上、上治郡に関連する伊治城・伊治地域の蝦夷集団・栗原郡・以上、上治郡に関連する伊治城・伊治地域の蝦夷集団・栗原郡・

伊治地域への影響を考えてみたい。乱の影響と考えられることを指摘した。そこでつぎに呰麻呂の乱

四.呰麻呂の乱と伊治地域

庶亡させたことが『続日本紀』に記されている。 「大混乱におり、無人となった城内に入って「府庫之物」を略奪したのち、城に火を放ってなった城内に入って「府庫之物」を略奪したのち、城に火を放っておったが、告麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人といるなか、告麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人といるなか、告麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人といるなか、告麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人といるなか、告麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人となった城内に入って「府庫之物」を略奪したのち、城に火を放って焼亡させたことが『続日本紀』に記されている。

の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみるので、乱の際に攻 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとあるので、乱の際に攻 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。 の落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。

さらに、呰麻呂が政府軍に反旗をひるがえし、按察使紀広純を殺

かがわれる。 が出ているので、 軍に加わった百姓が敵軍からもどってくれば復三年を給うという詔 な存在になっているのである。また天応元年には、呰麻呂らの反乱 る。 属してその蝦夷政策に積極的に協力していた俘囚であったことにな を賞されて呰麻呂とともに外従五位下を授かった吉弥侯伊佐西古と かの伊佐西古は、宝亀九年(七七八)に志波村の蝦夷を制圧した功 あげられているが、ここにはもはや呰麻呂の姿はみえない。 月戊子朔条)とあって、乱後の反乱軍のリーダーとして四人の名が 絞・八十嶋・乙代等、賊中之首、一以当」千」(『続日本紀』同年六 翌年の天応元年、 十八年戦争の戦況にも甚大な影響をおよぼしたと考えられる。 害したうえ、 人物とみられる。とすれば、伊佐西古はもともと律令国家に服 それが乱後には、 陸奥国府多賀城を焼き討ちしたことは、 かなりの数の百姓が反乱軍側に加わったことがう 征東大使藤原小黒麻呂の奏状に「伊佐西古・諸 反乱軍側のリーダーとして名前があがるよう 在地社会や三 そのな 乱

戦果もあげられないまま翌天応元年(七八一)五月に帰還して、 下向した藤原小黒麻呂も、 て光仁天皇に叱責される。 地に下向せず、 に最初に編成された征討軍は、 に付く状況になり、 協力してきた蝦夷たちに加え一部の百姓までもが離反して反乱軍側 このように呰麻呂の乱をきっかけとして、律令国家の蝦夷政策に 代わって指揮をとった副使の大伴益立は逗留を重 陸奥国の北部一帯は大混乱におちいった。 その後持節征東大使に任命されて陸奥に またもや逗留を重ねて叱責され、 征東大使に任命された藤原継縄が現 満足な 乱後 即

示していよう。がすこぶる強勢で、進軍を躊躇せざるをえない状況であったことをがすこぶる強勢で、進軍を躊躇せざるをえない状況であったことを重ねているのは、単に戦意が低いことが原因なのではなく、反乱軍ただけでなく、益立・小黒麻呂と立て続けに進軍を躊躇し、逗留を位したばかりの桓武天皇に譴責を受けている。継縄が下向しなかっ

を喫してしまう。
を喫してしまう。
を喫してしまう。
を吹してしまう。。
を吹してしまう。。
を吹してしまう。。
を吹してしまう。。
との後、延暦三年(七八四)二月に発送が征東大使(大将軍)に任じらに同七年(七八八)七月に紀古佐美が征東大使(大将軍)に任じられ、十二月に辞見するが、征討軍は翌八年三月に衣川に営三処をられ、十二月に辞見するが、征討軍は翌八年三月に衣川を東に近との後、延暦三年(七八四)二月に大伴家持を持節征東将軍に任

紀略』に 二月にいたって節刀を授かっている。この間、 弟麻呂は同十一年閏十一月にいったん辞見するが、なぜか同十三年 あげるのである。ちなみにこのときの兵力は一○万であって 記事がみえているように、 さらに数年をかけて東海・東山道諸国に軍備を調えさせたうえで、 弟麻呂を征夷大使 い武官坂上田村麻呂の抜擢に踏み切り、延暦十年 もに田村麻呂ら四人を副使(同じく征夷副将軍と改称)に任命する。 一度と負けられないところまで追い詰められた桓武は、 (七九三)二月に辞見し、翌十三年 「副将軍坂上大宿祢田村麿已下征||蝦夷|」という簡略 (同十二年に征夷大将軍と改称)に任命するとと ようやく阿弖流為率いる蝦夷軍に勝利を (七九四) 六月に『日本 副将軍田村麻呂が同 (七九一)に大伴 側近の若 日

規模である。 本後紀』弘仁 一年五月壬子条)、これは征夷戦の兵力としては最大

柵として機能していなかったことを示すものとして注目される。(%) 治城が現れないのは、この時点で伊治城が城司や兵士の常駐する城 た際に軍粮輸送の起点とされているのは玉造塞であって、そこに伊 征東大使紀古佐美が子波 田英明氏が指摘しているように、 のは延暦十三年の征夷戦勝利後の同十五年のことである。とくに永 とがみえるので、 翌天応元年には藤原小黒麻呂が「進」軍、 そのようななか、 要城柵を焼かれたうえ、反乱軍の蹂躪も受けて大混乱におちいる。 以上、呰麻呂の乱後の状況を概観したが、 ところがその後も伊治城は史料には現れず、つぎに確認できる 主要城柵から復興が進められたことがうかがわれ 同年十二 (志波) 一月には「多賀・玉作等城」の名がみえ、 延暦八年(七八九)の征夷の際に、 の地への軍粮輸送の困難さを訴え 復二所」亡諸塞」」したこ 乱後の陸奥国北部は ŧ.

呂がはじめて副将軍に任命された延暦十三年の征夷の直後に行われ ものであったかがうかがわれよう。 ぎり最大のもので、このときの伊治城復興策がいかに規模の大きい 後者の九千人という数字は、 ずれもが伊治城・栗原郡の復興にかかわる内容とみられる。 いう記事であることである。 暦十五年(七九六)十一月の伊治城と玉造塞の中間に駅を置くとい さらに重要なのは、 坂東六ヵ国と出羽・越後国の民九千人を伊治城に移すと 一六年ぶりに伊治城が史料にみえるのが、 しかも、 人単位の柵戸移配としては知られるか そしてこれらの復興策が田村麻 永田氏のいうように、このい とくに 延

> ているのは、 勝利をあげるまでは、 きないような状況であったことを物語っているといえよう。 この征夷によって中央政府側が呰麻呂の乱後はじめて 伊治地域の復興に本格的に着手することがで

る。これは、 ŋ 域の状況がふまえられていないのは遺憾である。 連で主張されているのであるが、右にのべたような乱前後の栗原地 が栗原郡の「延長」ともいうべき曖昧な位置づけであったとしてい から胆沢城が造られるまでの三○余年にわたって、 域に、これらの駅家すべてが設置されたと想定するのは困難であ ことがみえる。この記事に着目した渕原智幸氏は、 さらに延暦二十三年(八〇四)には、「陸奥国栗原郡、 当時の栗原郡は後代より広かった」と解し、伊治城が造られて (『日本後紀』同年十一月戊寅条)と、 衣川の境界機能がはやくからあったという氏説との関 栗原郡に三駅を置いた のちの磐井郡域 「後代の栗原郡 新置

三年の征夷戦をまたなければならなかったとみるべきであろう。 に志波城を造営したことにともなうものと考えられ、 地域の制圧に成功したあと、翌二十一年に胆沢城、さらに二十二 郡域をも含むようになるのも、 しているように、延暦二十年(八〇一)の征夷によって胆沢・志波 かった」とみる点には賛同したいが、三駅の設置は、 永田氏の検討によって、 栗原郡に三駅が置かれたことから「当時の栗原郡は後代より広 伊治城は、呰麻呂の乱後、 政府軍がはじめて優位にたつ延暦十 栗原郡が磐井 少なくとも延 永田氏が指摘

暦十三年の征夷戦までは城柵として機能しておらず、 原郡域の支配もいまだ安定していなかったとみられることが明らか したがって栗

でひろがっていたと想定することに意味があるとは思われない。 となったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。さらに呰麻呂の乱以前の段階においても、乱のとなったと思われる。

であろうことは容易に想像がつくと思われる。

た呰麻呂の乱が、呰麻呂が大領であった「上治郡」の命運を決したとであった。陸奥北部に一○数年にわたって深刻な影響をおよぼし郡の復興が本格化するのは、延暦十三年の征討による勝利以降のこ以上みてきたように、呰麻呂の乱の影響は甚大で、伊治城・栗原

五.伊治公呰麻呂と「上治郡」

蝦夷の組織的な懐柔策によって、はじめて伊治公呰麻呂ら地元の蝦いが、伊治城の造営後とみてよいであろう。というのは、前節でふいが、伊治城の造営後とみてよいであろう。というのは、前節でふいが、伊治城の造営後とみてよいであろう。まず上治郡の建郡時期につそこで最後に、上治郡の建置から消滅までを、その大領であった

られる。 したのちに大領職についたと推測していることを継承したものとみ 第二等を有していたが、征戦の功によって外従五位下を授かる。『続 しかる後においてでなければならない」とし、呰麻呂も文位を獲得 ず、「蝦夷爵有帯者にして官職に就くためには合制位階を先ず帯し、 橋源氏が れば、上治郡の設置は宝亀九年以降になるとしている。これは、 によってはじめて可能になった」とし、呰麻呂が初代の大領だとす 夷爵から外従五位下という文位を授けられ官人身分を獲得すること られるが、今泉氏は、「呰麻呂の上治郡大領への任官は、(器) 九年六月庚子条に重複してみえている。九年条の方が正しいと考え 日本紀』にはその記事が、宝亀八年(七七七)十二月辛卯条と、 夷集団が帰服したとみられるからである。呰麻呂は、 「蝦夷爵有帯者にして官職に就いた者は絶えて見あたら」 当初、 宝亀九年 蝦夷爵

蝦夷爵の段階に建郡され、呰麻呂が郡領に任用された可能性も否定 郡領になった可能性が高い。 然なので、 日本紀』霊亀元年十月丁丑条)があるからである。『常陸国風土記 集団を律令国家側に取り込んで、 できないと考える。 の例などからみても、 を立てて「編戸民」となることを申請し、許可されている例 蝦夷爵第三等を有する陸奥蝦夷邑良志別君宇蘇弥奈が香河村に郡家 興味深い説ではあるが、 この場合、 筆者は、 蝦夷爵の保有者である邑良志別君宇蘇弥奈が 申請者が建郡後は郡領になったとみるのが自 疑問がないわけではない。というの 交通の要衝である伊治地域 したがって上治郡の場合も、 山道蝦夷制圧のための足がかりと の有力蝦夷 は

ずに建郡された可能性も大いにあるのではないかと推測する。するために、伊治城の創建直後に栗原郡の建郡からあまり間を置か

『続日本紀』の呰麻呂の乱の記事(宝亀十一年三月丁亥条)には、このとき俘軍は広純の指揮下にあったにもかかわらず、呰麻呂は、このとき俘軍は広純の指揮下にあったにもかかわらず、呰麻呂は、このとき俘軍は広純の指揮下にあったにもかかわらず、呰麻呂がみずから「内応し、軍を唱誘して反」したという。ということは、このとき俘軍は広純の指揮下にあったにもかかわらず、呰麻呂がかがけに応じて、ともに反旗をひるがえす決意をしたということになる。これは、ふだんから俘軍と呰麻呂との間に人格的なつないのよびかけに応じて、ともに反旗をひるがえずからがなければ起こりえないことであろう。

や城柵造営などの令制外の負担が課されたと考えられる。 や城柵造営などの令制外の負担が課されたと考えられる。別稿 きの俘軍は上治郡から動員された部隊とみてよいと思われる。別稿 きるので、俘軍として征夷に協力することが田夷郡の重要な役割で あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。同様に呰麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘 あったと考えられる。

ほかの有力な蝦夷も勲位や位階を授かったり、夷禄を支給されたで爵、ついで外位を授かり、また「上治郡」の大領に任じられている。夷政策に協力することを条件に、その見返りとして呰麻呂は蝦夷心とした蝦夷・俘囚などで構成されていたとみられ、律令国家の蝦このように上治郡は、大領呰麻呂に「推服」する伊治公一族を中

呂の乱が勃発した宝亀十一年(七八○)までの一三年ほどというこ てしまったと思われる。 保っていたと考えられるので、 らみても、上治郡は呰麻呂の大きな権威によって郡としての形を あろう。 とになろう。 見積もっても伊治城が造営された神護景雲元年(七六七)から呰麻 しまうと、上治郡はたちまち郡としての体をなさなくなり、 にわかに増大したと思われる。 で最北の郡となり、三十八年戦争が勃発するとその軍事的重要性は 伊治城造営後、 上治郡は栗原郡とならんで陸奥国の内陸部 したがって上治郡の存続期間は、 しかしながら、 乱後、呰麻呂がいずこかへ逃亡して 呰麻呂の乱の経緯 最大限に 瓦解し

おわりに

などの問題も含めて考えてみた。としての特色、さらには上治郡に関連する伊治城・伊治村・栗原郡て、その存否問題を中心に検討を加え、合わせてその存続期間や郡以上、本稿では『続日本紀』に一度だけみえる「上治郡」につい

たいことが明らかになったと思われる。に考える誤解を前提としているなど、重大な問題があり、成立しが根拠がないうえ、「伊治(=此治)」と「栗原」を通用するかのよう本稿の検討によって、現在有力な「上治郡」誤記説は史料学的な

夷を大領とする蝦夷郡であって、伊治城造営後のいずれかの時期に本稿で論証したとおり、「上治郡」は「栗原郡」とは別個の、蝦

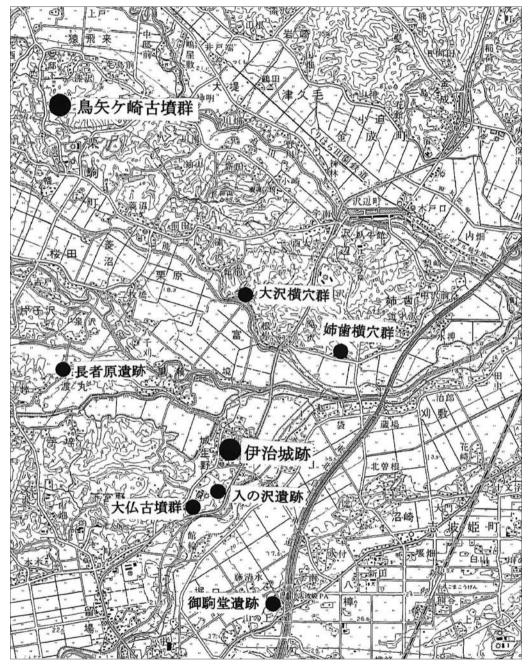


図6 鳥矢ケ崎古墳群と伊治城周辺図(辻秀人「鳥矢ケ崎古墳群と伊治公一族」)

六㎞に所在する鳥矢ヶ崎古墳群(栗原市栗駒猿飛来)である。手がかりと思われるのが、伊治城跡(栗原市築館城生野)の北西約の郡域はいったいどのあたりに想定できるであろうか。その唯一の建郡され、呰麻呂の乱勃発を機に消滅したと推定される。では、そ

ても、 とで、 西側に広がっていたとみられよう。 りほかない」としている。近年明らかになった古墳群の規模からみ された地元首長層の家がらとしては伊治公呰麻呂の一族を考えるよ る銙帯金具一式(絞具一点、巡方六点、丸鞆一二点)が含まれるこ 出土土器からみるかぎり、その年代は八世紀後半代と考えられると 群集しているのである。これまでに発掘された二基の末期古墳は、 とみられる。それが伊治城からそう遠くないところに四○基ほども 半にかけて東北地方北部に築造された小円墳のことで、蝦夷の墳墓 な分布状況が明らかにされた。末期古墳とは、七世紀から九世紀後 大学辻ゼミナールによって測量調査が実施され、 七一年に二基が発掘され、さらに二〇一二年から三年間、東北学院(単) 鳥矢ヶ崎古墳群は、 族の本拠地があったとすれば、 概報では おそらくその通りであろう。この鳥矢ヶ崎古墳群の近傍に伊 また注目されるのは、 「栗原郡地帯において、律令官人の末端にまで組織 総数四○基程度からなる末期古墳群で、一 出土遺物のなかに律令官人が身につけ 上治郡の郡域もまた栗原郡 末期古墳の全体的

注

- 一九九〇年)。以下、旧稿とよぶ。(1)拙稿「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』二一、
- ○○一年)一四五頁。
- 年)。以下、伊藤氏の説とするものは、すべて本論文のものである。伊藤循「「上治郡」と蝦夷郡」(『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六

3

- (5)新日本古典文学大系『続日本紀』(本文五冊・索引年表一冊、岩波書店、 代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年、初出は一九九三年)(4)吉岡眞之「古代の史書と法典――史料学的研究の現状と課題――」(『古
- 一九八九年~二〇〇〇年)。 一九八九年~二〇〇〇年)。 常日本お』(本文五冊・索引年表一冊、岩波書店)
- 文閣出版、二〇一一年)
 文閣出版、二〇一一年)
- 参照。 大系本の校訂の問題点については、吉岡氏、前掲「古代の史書と法典」 大系本の校訂の問題点については、吉岡氏、前掲「古代の史書と法典」 参照。
- 院、近刊) 遠田郡を中心に――」(熊谷公男編『古代東北の地域像と城柵』高志書(8)拙稿「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制――黒川以北十郡と
- 九九二年、初出は一九五五年)(9)土田直鎮「公卿補任の成立」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一
- 日本史研究室所蔵の写真版によって確認した。簡潔にまとめられている。なお兼右本と谷森本については、東北大学(10)『続日本紀』の写本については、吉岡氏、前掲「古代の史書と法典」に
- 覧した。 八五頁。筆者は、本年(二〇一八年)八月に書陵部にて該当箇所を閱(11)宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』(養徳社、一九五一年)

- (12)『公卿補任』の写本については、土田氏、前掲論文、前掲『図書寮典籍 美川圭「公卿補任」(『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇 木一馬著作集 二)、吉川弘文館、一九八九年、初出は一九六四年)、 一年)など参照 続歴史篇』のほか、斎木一馬「公卿補任」(『古記録の研究』下(斎
- 13 柳原本については史料編纂所の画像で、また広橋本についてはWeh 公開されている写真で確認した。
- (4)『一代要記』□〈続神道大系 朝儀祭祀編〉(神道大系編纂会、二○○ 五年) 一一四頁。
- 15 小口雅史「解題」(前掲『一代要記』))。
- (16)今江廣道「一代要記について――東山御文庫本を中心として――」(『書 陵部紀要』一一、一九五九年)。
- (17)宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』〈宮城県多賀城跡調査研 究所資料Ⅰ〉(宮城県多賀城跡調査研究所、一九七九年)
- 18 「奥州五十四郡考補」(『新井白石全集』三、吉川半七、一九○六年。初 出文政五年 (一八二二))
- 19 大槻文彦「陸奥国伊治城墟考」(『復軒雑纂』廣文堂書店、一九〇二年)。
- (20)『古事記』中巻景行段に「邇比婆理」とある。婆はバ、ハ両音に通用する。
- (21)今泉隆雄「三人の蝦夷――阿弖流為と呰麻呂・真麻呂――」(『古代国 家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年、初出一九九五年)。
- (22) 今泉氏、前掲「三人の蝦夷」。
- 拙稿、前掲「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制」。
- 村田晃一「三重構造城柵論― 移民の時代二」(『宮城考古学』六、二〇〇四年)。 ―伊治城の基本的な整理を中心として――
- 25 拙稿「秋田城と城制」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』吉川 弘文館、二〇一二年)。
- (26)佐伯有清「続日本紀」(『古代の日本』 九、角川書店、一九七一年)参照
- (27)板橋源・佐々木博康両氏「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」(『岩 手大学学芸学部研究年報』一八-一、一九六一年。佐伯氏、前掲論文。
- 28 「班田制施行年次について」(『律令田制と班田図』吉川弘文館

- 一九九八年、初出一九五六年)。
- (29) 鈴木拓也氏の教示による。
- (30)板橋・佐々木両氏、前掲「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」。
- (31)拙稿、前掲「秋田城と城制」。
- (32)永田英明「伊治城をめぐる交通と「征夷」」(『栗原市伊治城跡から読み 解く東北古代史』予稿集、東北学院大学アジア流域文化研究所、二〇
- 古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』四、一九八八年)。
- (34) 村田氏、前掲「三重構造城柵論」

33

- (35)『節度使将軍補任例』による。『日本後紀』の逸文とみられ、『日本紀略』 軍補任例』の基礎的考察」『続日本紀研究』三八一号、二〇〇九年)。 が十三年正月とするのは誤り(石田実洋「宮内庁書陵部蔵『節度使将
- (36)永田氏、前掲「伊治城をめぐる交通と「征夷」」
- (3)渕原智幸「磐井郡の成立――平安期陸奥北部の境界領域――」『平安期 東北支配の研究』塙書房、二〇一三年、初出二〇〇五年)
- (38)佐々木恵介「六国史錯簡三題」(『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、 一九九八年)。
- 39 今泉氏、前掲「三人の蝦夷_
- (40) 板橋源「蝦夷爵考」(『岩手大学学芸学部研究年報』三、一九五二年)。
- (41)拙稿、前掲「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制
- (41)栗駒町文化財保護委員会・栗駒町鳥矢崎古墳調査団『宮城県栗原郡栗
- 43 辻秀人・安達訓仁・佐々木拓哉・森千可子「宮城県栗原市栗駒猿飛来 跡から読み解く東北古代史』東北学院大学アジア流域文化研究所、二 駒町鳥矢崎古墳調査概報』(栗駒町教育委員会、一九七二年)。 院大学アジア流域文化研究所公開シンポジウム予稿集『栗原市伊治城 五三、二〇一五年)、辻秀人「鳥矢ヶ崎古墳群と伊治公一族」(東北学 鳥矢ケ崎古墳群測量調査報告」(『東北学院大学論集 歴史と文化』
- 44 辻氏他、前掲「宮城県栗原市栗駒猿飛来 鳥矢ケ崎古墳群測量調査報告
- 45 前掲『宮城県栗原郡栗駒町鳥矢崎古墳調査概報』